

広島県告示第二百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定によって、同法第六十九条の二第一項に規定する実務研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関として次の者を指定した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	社会福祉法人広島県社会福祉協議会
所 在 地	広島市南区比治山本町一二番二号
指 定 期 日	令和六年三月二一日
指 定 の 有 効 期 間	令和六年四月一日から令和九年三月三二日まで